

令和4年度 事業計画書（案）

障害者支援施設 フルトリホームいぐま

1、基本理念

ノーマライゼーション及びリハビリテーションの理念に基づき「完全参加と平等」の目標に向けて利用者の基本的人権を最大限尊重し、利用者の意向を踏まえて、多様なニーズに適切に対応する福祉サービスを提供することを旨とし、本事業所の基本理念を以下の通り定める。

- (1) 自立支援
利用者がライフステージのあらゆる段階において、障害の状況にかかわらず、自立した生活を目指し社会（経済）活動へ積極的に参画出来るように支援する。
- (2) 主体性の尊重
利用者のニーズに基づき自らの生活を自らの意志で自由に選択・自己決定出来るように本人の意志を尊重した支援を行う。
- (3) 生活の質（Q・O・L）の向上
利用者の人格と個性を尊重しQOLを高めると共に地域で普通に人間らしく生きられるよう支援を行う。

2、基本方針

本事業所は障害者が自立した日常生活・又は社会生活を営む事ができるよう利用者のニーズ、状態に合った支援を行い地域生活移行や就労支援を目指した支援を行います。

- (Ⅰ) 利用者に対して、自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、必要な訓練及び職業の提供を適切に行い利用者が充実した地域生活をおくれるよう支援に努めます。
- (Ⅱ) 利用者の意志及び人格を尊重し、利用者及びその家族からのいかなる相談・苦情についても愛光会【人権擁護推進における虐待防止及び相談・苦情等解決規程】に基づき中立・公平で解りやすい方法により相談・苦情の解決を図り常に利用者の立場に立って事業所支援を提供するように努めます。
- (Ⅲ) 本事業所は、出来る限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、障害者居宅生活支援事業者、他の障害者支援施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- (Ⅳ) 障害者総合支援法の理念に基づき、利用者が地域生活の中で人として普通の生活が送れることができるように、利用者個々のニーズに応じた主体的な生活の実現が図れるようにする。また、併せて支援体制を構築し、その充実に努める。
- (Ⅴ) 本事業は、人的な専門性や設備を積極的に地域へ解放し、地域貢献を通じて、地域へ障害者福祉に対する理解と信頼を得ると共に地域のニーズを発見し、それに応えられる様に地域福祉の充実の一助となる施設を目指します。

3、支援計画

利用者の意志及び人格を尊重し社会性と自立性の伴った主体的な生活が行えるよう支援サービスを行います。又、利用者の要望を基に各人の個別支援計画を作成し家族の意向・同意を得て自立への育成と地域生活、就労移行への支援を行い就労促進に向けた取り組みに努めます。

※特定相談支援事業所との連携（サービス等利用計画に基づき個別支援計画書を作成）

(Ⅰ) 生活支援サービス（施設入所支援）

- ① 夜間において介護が必要な利用者、通所が困難である利用者のニーズに応じた安全かつ健康的な生活環境作りを目指し利用者が健康で快適な生活を維持し充実した生活を送れるよう支援します。生活面での自己管理・定期的な防災訓練の実施等、サービスの質の向上も目指します。利用者一定員50名（半年に1回個別支援計画の見直しを行います。）
- ② 生活が豊かになるように余暇活動を支援し家族会との親睦連携に努めます。
 - ・利用者の会・家族会・地域交流・レクリエーション活動
 - ・ボランティア活動

(Ⅱ) 短期入所支援サービス

- ① 在宅の利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、事業所において入浴、排泄又は食事の介護その他の便宜の供与を適切かつ効果的な支援を行います。

② 利用者又はその介護を行う方に対し、短期入所サービスの提供方法等について解りやすく説明を行い利用者のニーズに沿った短期入所サービス計画を作成し利用者、介護を行う方より同意を得て支援を行います。

③ 利用内容

- ・ 営業時間一年中無休
- ・ 利用定員一併設型2名（男性1名、女性1名）；空床型一施設入所支援の利用定員から施設入所利用者数を控除した人数
- ・ 利用期間一市町村決定の支給量を限度とする。
- ・ 費用 一利用者、扶養義務者の負担能力に応じ、市町村長が定めた額
食費、光熱水費、その他（日常生活費、創作生活活動に要する費用）
- ・ 日課 一当事業所に入所されている利用者と基本的に同内容とする。

④ 「共生型サービス」の事業開始（令和4年4月1日）、介護が必要な高齢者も障害者も同じ場所で同じサービスが受けれるように支援を行います。

(Ⅲ) 日中支援サービス（多機能型事業所一①生活介護事業所・②就労継続B型支援事業所）
利用者のニーズに沿った個別支援計画に基づき、利用者の特性・能力等を勘案しそれぞれの日中活動を支援する。

① 生活介護事業所

安定した生活を営むため常時、介護等の支援が必要な利用者へ食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会等の提供支援を行う。

利用者一定員40名（6ヶ月に1回個別支援計画の見直しを行います。）

※ 「共生型サービス」の事業開始（令和4年4月1日）

② 就労継続B型支援事業所

就労経験のある利用者が年齢・体力面で一般企業に雇用される事が困難となった利用者へ地域の主産業、畜産事業を中心とした作業実習を行い利用者の作業能力・持続力・協調性の向上と雇用関係への移行と職場への定着への支援を行います。競り市への積極的な参加を行い事業収入から経費を控除した額に相当する金額の工賃の支給（3000円以上）を行います。更に、当事業所が目標として定めた工賃を達成できるよう、またより工賃向上に資することができるよう、事業所従事者の意識向上および具体的実践を行う中核的な役割を担いつつ適切な支援を行う為、目標工賃達成指導員を配置する。

又、地域の畜産事業所への協力等を実施し地域との交流の充実を目指します。

利用者一定員20名（3ヶ月に1回個別支援計画の見直しを行います。）

4、障害者虐待防止法・障害者差別解消法・権利擁護の推進及び個人情報の適正な取り扱い

本法人の基本理念である人間尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を自己の職業倫理の原点として認識し倫理綱領及び職員基本行動基準並びに個人情報保護規程の遵守はもとより、施設内虐待の未然防止をめざして設けた、「利用者の人権擁護推進マニュアルー虐待の防止と虐待発生時の対応ー」を適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、利用者一人一人の人権を重く受け止め、全職員が利用者への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い署名し、人権侵害ゼロの実現を目指し、支援を展開する。

また、利用者の人権擁護を積極的に推進し、虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じる為の障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に沿い、障害をもつ人の権利を守り、安心して生活するために、障害をもつ人に対する虐待の通報窓口を設置し、予防防止啓発、関係機関との連携を行うため、相談・苦情の適切な解決を図るため必要な事項を定めた、「社会福祉法人愛光会人権擁護推進における虐待防止及び相談・苦情等解決規程」により円満な解決を図る。この規程の中に、法人と立場を異にし法人から独立した外部有識者で構成する第三者委員会を設ける。第三者委員は5名とし、人権擁護を推進し、相談・苦情等解決の円滑・円満な解決を図る。

利用者の個人情報保護については、別途整備された「個人情報保護規程及び情報公開規程」により個人情報に係る安全管理措置の概要、職員教育計画、利用者本人等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定められており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。

5、運営管理

運営管理を万全に遂行するため、下記の諸点に留意し円滑な施設運営をはかる。

(1) 会計事務処理

経理処理に当たっては、経理、予算、出納、財務、資産及び負債管理、決算手続等については、新会計基準の導入により改訂したところの経理規程等に則り正規の簿記の原則に従い3つの要件①網羅性（取引が漏れなく記録されること。）、②立証性（取引を立証する証拠資料に基づいて記録されること。）、③秩序性（会計記録が断続的・組織的に行われること。）を守り適正な会計経理事務を行う。また、全ての収入及び支出については、事業計画書に基づき予算よう正確な経理処理を行う。また、全ての収入及び支出については、事業計画書に基づき予算を勘定科目毎に編成し、予算に基づき事業活動を行い、年度途中で予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算書を作成して理事会の承認を得た後実施する。収入の主たる財源としては、障害福祉サービス等事業収入であるが、施設整備等により長期の資金を借り入れる場合には、その理由及び返済計画に関する文章を作成し、理事会の承認を得てから適切に実施する。

(2) 情報公開

社会福祉法第59条の情報公開については、毎会計年度終了後3月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書などを作成し、監事の意見を記載した書面を事務所に備えて置き、当法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれを閲覧に供する。また、愛光会だより及びインターネットでも公開する。

また、当事業所が保有する個人情報の取り扱いについては、当法人個人情報保護規程及び個人情報保護に関する法令等を遵守し適正に取り扱う。

(3) 利用者並びに職員等に係るマイナンバー（個人番号）の取り扱い

当法人各施設等を利用している利用者のマイナンバーの管理については、「社会福祉法人愛光会利用者の個人番号（マイナンバー）預かり取扱い規程」及び厚生労働省並びに鹿児島県関係担当課等の通知・指導等に沿い、マイナンバーが漏えいしたり、不正に使われることがないように事務手続きは慎重に取り扱う。

また、職員分についても当法人就業規則等関係規程や関係機関からの通知及び法令等に沿い、情報漏えい等正当な理由なく業務で取り扱う個人情報ファイル等を部外者へ提供する等不正がないよう取り扱う。

(4) 障害福祉サービス費及び介護保険費の請求手続き

障害者総合支援法の障害福祉サービスにかかる自立支援給付費等及び介護保険法の介護保険サービスにかかる介護保険給付費等については、全国共通の支払いシステムによるインターネット仕様書に規定する事項に従って、請求にかかる情報を作成して、鹿児島県国民健康保険団体連合会に対し、インターネットを経由して請求する。

(5) 防災対策等

事故や災害等に対する利用者及び職員の認識を深める為に、応急処置講習や避難訓練等を計画、実施し、事故等の未然防止に努めると共に施設設備の保全に万全を期す。又夜間等における火災発生の未然防止対策、職員等の防災教育及び火災発生時の安全かつ迅速な避難、誘導体制を充実する等の総合的な防災対策に努める。併せて消防機関等との連携協力体制の確保を図る。

(6) 給食計画

- ・ 家庭的な雰囲気での食事ができるように、セルフサービス・配膳食の充実を図ります。
- ・ 嗜好調査等を定期的実施し検食結果を参考に利用者喜んでもらえるように努めます。
- ・ 特別食に対しては盛りつけ等工夫し見た目等にも配慮します。
- ・ 利用者の社会自立に向けて調理実習等を実施し食生活に関する支援を行います。

- ・高牧農場利用者の弁当についても嗜好調査等を実施し委託業者とよく話し合い利用者の嗜好に合うように支援していきます。
- ・衛生管理には十分気をつけ食中毒等が発生しないように細心の注意をはらいます。
《月間行事等》 調理員会、調理担当者検便
《年間行事等》 水質検査、害虫駆除、嗜好調査、市場調査、行事食

(7) 職員研修

職員の援助技術の高揚、充実をはかるため、職員会や支援スタッフ会等の職場内研修の場において、支援計画や実践報告・評価等の話し合いを行う。又、制度に関する研修や利用者に対する権利擁護、支援のあり方等に関する各種研修会にも積極的に参加して職員研修の機会を多く持ち、職員の資質向上を目指す。特に利用者の人権を守るために、職員の人権意識を高め、人権尊重のための研修の充実を図る。

(8) 保健衛生計画

- ・利用者の心身の状態に常に留意し日常の健康管理をきちんと行い、病気の早期発見と早期治療に努め利用者の健康増進を図ります。
- ・病気の予防を目的とする健康教室等を開催し、自ら健康な生活が送れるように支援します。
- ・利用者の歯科診療・予防体制の充実を図る。
- ・利用者の健康と安全の為、感染症発症及び蔓延予防に必要な措置を講じる事を目的とした、「感染症対策マニュアル」に基づき、迅速な対応を行っていきます。「感染症を持ち込まない」「感染症を起こさない」ことを目標に「予防、自己防衛」の観点で取り組みを行います。

〈保健衛生計画予定表〉

	内 容		内 容
4月	・身体測定(利用者) ・利用者健康診断 ・検温、排便状況確認 ・体重、血圧、血糖値測定 ・歯科検診	10月	・子宮癌検診(40歳以上) ・乳ガン検診(30歳以上) ・骨粗鬆症健診 ・検温、排便状況確認 ・体重、血圧、血糖値測定・歯科検診
5月	・定期採血診断 ・検温、排便状況確認 ・体重、血圧、血糖値測定 ・歯科検診	11月	・インフルエンザ予防接種 ・利用者健康診断、身体測定 ・職員健康診断(夜勤者) ・検温、排便状況確認 ・体重、血圧、血糖値測定・歯科検診
6月	・救急訓練 ・定期職員健康診断 ・検温、排便状況確認 ・体重、血圧、血糖値測定 ・結核レントゲン検診・歯科検診	12月	・検温、排便状況確認 ・体重、血圧、血糖値測定 ・胃癌検診 ・歯科検診
7月	・害虫駆除 ・検温、排便状況確認 ・体重、血圧、血糖値測定 ・歯科検診	1月	・検便、大腸ガン検診(40歳以上) ・集団検診申込み ・検温、排便状況確認 ・体重、血圧、血糖値測定・歯科検診
8月	・検便(利用者、職員) ・歯科検診 ・検温、排便状況確認 ・対象別体重、血圧、血糖値測定・歯科検診	2月	・検温、排便状況確認 ・体重、血圧、血糖値測定 ・歯科検診
9月	・検温、排便状況確認 ・体重、血圧、血糖値測定 ・身体測定(利用者)・歯科検診	3月	・年間計画書提出、疾病状況総計 ・検温、排便状況確認 ・体重、血圧、血糖値測定・歯科検診

(9) 職員健康診断

職員は、毎年1回(深夜労働その他労働安全衛生規則第13条第1項第2号で定める業務に従事する職員は、6ヶ月毎に1回)定期的に健康診断を実施する。また、職員の心の健康づくり及び活気のある職場づくりに取り組むため、ストレスチェックを実施する。

(10) 地域社会との交流

地域で開催される諸行事や学園主催の行事への相互交流を通して、地域住民と利用者とのふれあいを深め障害福祉に対する理解と関心を高めると共に、永年培ってきた障害者支援(施設福祉)について人的物的な専門性や設備を地域に解放し、地域福祉の充実の一助となるよう他の機関との連携を進める。

(11) 家庭との関わり

施設内外の行事や家族会等へ保護者の参加を積極的に働きかける他、帰省・電話等を利用して、利用者の情緒の安定・家庭との絆を深める。又家族会、ファミリーレクリエーション等を通じて双方の要望、個別支援計画等への意見交換を行い、保護者間との連携を深める。

(12) 家族会会員研修

障害者を持つ両親や家族が、お互いの親睦を深めその健全な育成と福祉の向上を計り、社会福祉への深い理解と力を涵養するため、家族の会を作り県知的障害者福祉協会施設家族会連合会、県手をつなぐ育成会等の研修に積極的に参加し、利用者の幸せを増進し円満なる家族会の運営を目指す。

(13) 地域移行支援

地域生活への移行を念頭において、利用者が生まれ育った地域等で、安心して心豊かな生活が送れるよう支援する。

(14) 学園のホームページ

情報公開を目的として施設の行事、生活状況等を紹介する。尚、利用者及び職員に関するプライバシーに係わる事項は除く。社会に公開することにより施設の認知度を高め、施設運営等の透明性を確保する。又多くの方へ魅力あるサイトを紹介するため、定期的に内容を更新しアクセス数の増加に努める。

(15) 地域社会への貢献

地域が求めるニーズに応じるため、自らが持つ人材や施設・設備などの資源を活用し、高齢者・障害者・子どもなど地域住民の頼りとなる地域の拠点の一つとなり、誰もが住み慣れた地域でできる限り健康で安心して生活できるよう地域と共生し、災害等の緊急時においても共助出来るように努める。

※検討事項『こども食堂』（継続）

経済的な事情などにより、家庭で十分な食事がとれなくなった子どもに、無料もしくは安価な食事や居場所を提供する活動の早期実現に向けての検討を行う。

(16) 総合サポートセンターラン及び小規模多機能ホームあいわとの協力連携の強化

- ・事務の統一を行い、現在検討中である法人内事務統一に向けての準備を進める。
- ・共生型事業（短期入所・通所介護・訪問介護）について情報を共有して協力連携を行う。
- ・職員の人材確保について、各事業の人員配置を見据え協力連携が図れるように検討を行う。
- ・職員の現場研修を行い交流を図る。

(17) 災害時・コロナ禍にあってもサービス提供が維持できるような体制を整備するために、事業継続計画（BCP）策定の検討を行う。（継続）

(18) 業務効率化のためのICT活用の研究を行う。（継続）

- ・ノートパソコン（3台）増設し、WEB研修及び会議等に活用する。

(19) 高牧農場の環境整備（トイレ等）

- (20) 新規利用者との契約目標
- ・共生型サービス（1名～2名）
 - ・施設入所支援（1名～2名）
 - ・就労継続B型（1名～2名）

6、行事計画

(1) 年間行事

	行 事	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族会総会 ・ 利用者、職員研修会 ・ 地震、津波訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設親善球技大会 ・ 牧場のラップ、コンポ作業
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県障害者スポーツ大会 ・ 愛光会合同行事（わくわく大会） ・ 牧場のラップ、コンポ作業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者定期健康診断 ・ 人権擁護推進委員研修
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大隅地区職員保健体育研修会 ・ 職員定期健康診断 ・ 法人内保護者・役職員合同研修会 ・ 牧場のラップ、コンポ作業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練 ・ 前期鹿屋養護学校現場実習 受け入れ ・ 愛光会第三者委員会との合同会議
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ いいぐま夏祭り ・ 施設虐待防止及び相談・苦情等解決担当者研修 ・ 感染症対策訓練（ランと合同） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏期大掃除
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 腸内細菌検査（利用者・職員） ・ 風水害訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急救命訓練 ・ 非常時災害対策訓練（ランと合同）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練（高牧農場） ・ 教育実習生受け入れ ・ 敬老会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質検査 ・ 害虫駆除 ・ 合同防災訓練（ランと合同）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肝属地区なかよしスポーツ大会 ・ 後期鹿屋養護学校現場習生 受け入れ ・ 農福連携マルシェ参加出展 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファミリーレクリエーション ・ 不審者対応訓練 ・ 感染症対策訓練（ランと合同）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者定期健康診断 ・ レジオネラ属菌検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザ予防接種 ・ 愛光会監督職員研修
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人内保護者・役職員合同研修会 ・ 総合防災訓練 ・ 職員健康診断（夜勤者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ クリスマス会 ・ 年末大掃除
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 腸内細菌検査（利用者・職員） ・ 家族並びに施設職員研修会（福祉協会） 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豆まき（節分行事） 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合防災訓練（ランと合同） ・ 教育実習生受け入れ ・ 農福連携マルシェ参加出展 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質検査 ・ 棚卸し

※月例行事 ・ 職員会議 ・ 支援スタッフ会議 ・ 事業者担当者会議 ・ 調理員会議
 ・ 環境整備（ランと合同）

※地域住民の依頼により牛競り市での仔牛運搬・牧草のラップ、コンポ作業に於いては不定期

※町内会（飯隈町）奉仕作業に参加。（不定期）

(2) 生活日課 (各事業所営業日)

時刻	活動	内容
6:45	起床	起床
}	洗面	
7:30	朝食	食堂 7:30~8:15 (セルフサービス・配膳食支援)
8:30		各事業 (生活介護・就労継続支援B型事業) 参加準備・実習生送迎
8:45		職員朝礼
9:00	営業開始	事業開始
}		(就労継続支援B型事業所はバスにて高牧農場へ移動)
}		※生活介護「たいがーグループ」は週2回程高牧農場で野菜作り
12:00	昼食	生活介護はいいぐま食堂12:00~13:00 (セルフサービス・配膳食支援)
}		就労継続支援B型事業は高牧農場食堂にて弁当食 12:00~13:00
13:00	午後活動開始	
13:30	生活介護事業入浴	生活介護事業利用者は13:30~入浴 (各事業所休日等は全員13:30~入浴)
}		
16:00	営業終了	各事業営業終了 (就労継続支援B型事業者、施設到着)
16:30		
17:00	入浴	入浴時間17:00~20:00 (毎日入浴可)
18:00		食堂 18:00~18:50 (セルフサービス・配膳食支援)
18:50	夕食	
}	自由時間	
}	余暇活動	
22:00		就寝